

大学院生のティーチング・アシスタント (TA) やリサーチ・アシスタント (RA) としての雇用等を通じた支援を行っている。

ウ その他 (厚生労働省)

生活保護受給者に対し、就労による経済的自立を支援するとともに、受給者の子どもに対し学習支援等を行っている。

第2節 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

1 社会形成への参画支援

(1) 社会形成・社会参加に関する教育 (シティズンシップ教育) の推進

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度等を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育 (シティズンシップ教育) を推進することが必要である。

学校教育においては、学習指導要領に基づき、小・中学校の社会科や高等学校の公民科を中心に従来から民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務等についての教育を行ってきた。さらに、平成20年3月に公表された小・中学校学習指導要領及び平成21年3月に公表された高等学校学習指導要領では、社会の変化を踏まえ、社会参画という視点を重視し、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」や、「国民の司法参加」、「契約の重要性」、「消費者の基本的な権利と責任」等を扱うこととするなど、教育内容の充実を図っている。

ア 法教育 (法務省)

法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度及びこれらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方や公正な判断力及び社会への参加意識を身に付けるための教育 (法教育) の普及・発展のため、様々な取組を行っている。

具体的には、平成16年11月に、中学生を対象とした法教育教材を作成し、中学校において、この教材に基づいた授業を実践することにより、社会経済活動と法との関係についての理解を深め、社会経済活動に主

体的にかかわっていく意識を養うとともに、法や司法を身近なものと感じ、法によって紛争を解決する態度、法 (ルール) を自分で創り出し、遵守し、必要に応じて改善していく態度を身に付けるための取組等を促進している。

また、法教育の一層の普及・発展を図るため、平成17年5月に「法教育推進協議会」を発足させ、平成18年度には、上記法教育教材を更に分かりやすく、使いやすくするためのQ&A集及びDVDを作成した。

平成19年には、同協議会の下に、私法分野における法教育の在り方に関する検討等を行うための「私法分野教育検討部会」及び小学生を対象とした法教育教材の作成等を行うための「小学校教材作成部会」が設置され、活発な議論が行われた。平成21年に、同協議会は、両部会の検討結果を報告書及び教材として取りまとめた。

法務省では、これらの法教育教材やQ&A集、報告書を法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>) に掲載するなどして周知を図っている。

また、平成21年から法務省内にプロジェクトチームを設置し、新たな法教育教材の作成等を行うとともに、法務省職員等を講師として中学校・高等学校等に派遣する法教育授業を実施している。

イ 租税教育 (国税庁)

国税庁では、次代を担う児童生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、

その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の充実に向けて様々な支援を行っている。

具体的には、各都道府県に設置した租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者等で構成）を通じて、要望のあった学校等に対する租税教室の講師派遣、教員を対象とした研修会等の実施、税の作文募集等の活動を展開している。

また、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）に「税の学習コーナー」を開設し、租税教育用教材を掲載するなど、学校における租税教育の充実に向けた支援を行っている。

さらに、国税庁では、青年層を含む納税者が、租税の意義や役割、税務手続について、正しく理解し、自らが適正な申告と納税を行えるよう、様々な広報媒体を通じて広く税に関する情報を提供している。

具体的には、納税者が知りたい情報をいつでも入手できるようにするため、国税庁ホームページで税務手続・案内、統計情報、通達、報道発表資料等の様々な情報を掲載したり、動画と図解で分かりやすく税情報等を解説するインターネット番組「Web - TAX - TV〜ジャンルで選べる税金ガイド〜」を配信するなどインターネットを中心とした情報提供に努めるほか、ポスター、パンフレット等の各種広報媒体も活用している。

また、全国的な広報活動として、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」として、全国各地で講演会、座談会等の各種施策を実施し、納税者意識の高揚に努めている。

ウ 金融経済教育（金融庁）

金融庁では、金融やその背景となる経済についての基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力である「金融経済リテラシー」を、国民一人一人

に身に付けてもらうため、金融経済教育に関する様々な取組を実施している。

具体的には、金融を取り巻く環境が大きく変化している中、金融に関する知識が不十分なために、金融取引に関するトラブルに巻き込まれることがないように、平成19年2月に、これから新社会人となる者を対象としたパンフレット「はじめての金融ガイド」を一般社会人にも役立つよう大幅に改訂し、金融に関するトラブル事例、トラブル防止策、困ったことがあった際の相談先等を盛り込み、全国の高等学校のほか、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布した。平成19年3月に、中学校・高等学校向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」を、最新の制度改正やトラブル事例を踏まえて改訂し、中学校向け生徒用パンフレット、高等学校向け生徒用CD - ROMを作成して全国の中学校・高等学校に配布した。

平成19年度においては、金融広報中央委員会が行った学習指導要領の趣旨を踏まえた教育プログラム（金融教育プログラム）の作成に参画したほか、学校における金融経済教育の一層の推進を図るため、全国の財務局・財務事務所において現場教員との懇談会を実施した。また、平成20年3月に、多重債務、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止等を目的として「はじめての金融ガイド」DVD版を作成し、全国の高等学校等に配布した。

なお、平成21年度においては、「はじめての金融ガイド」パンフレット及びDVDを全国の高等学校等に配布した。

エ 労働者の権利・義務に関する教育（厚生労働省）

実際に労働関係法制度を利用することができるように、労働者としての権利、義務及び各種制度について理解の促進を図るため、教育や啓発活動を推進している。

オ 消費者教育

① 消費者教育の意義（消費者庁）

消費者基本法（昭43法78）では、第2条において消費者政策の基本理念が示され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されることが消費者の権利であること等を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することとされている。また、同法第7条では、消費者に対し、自ら進んでその消費生活に関して必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的な行動に努めなければならないとされている。消費者教育は、この消費者の取組を支援するものであり、同法第17条では、国及び地方公共団体が消費生活に関する教育を充実させることとされている。

近年、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化・高度化している。この中で、個々の消費者が豊かな生活を実現していくためには、早い段階から経済行為の主体たる消費者としての基礎的な知識を身に付け、主体的に責任を持って意思決定を行いうる能力を持った消費者となることが重要であり、自立的な消費者を育成していくための消費者教育の一層の推進が必要である。

② 消費者基本計画における消費者教育の取組（消費者庁、文部科学省）

平成22年3月30日に閣議決定した消費者基本計画においては、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、以下のとおり、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実するよう必要な施策を講ずることとしている。

・消費者教育の体系的・総合的推進

・学校における消費者教育の推進・支援
・地域における消費者教育の推進・支援

③ 各府省の施策（消費者庁、文部科学省）

○ 消費者教育の体系的・総合的推進（消費者庁）

消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学校から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立することとしている。

また、平成21年度は、自主的かつ合理的に「気づき、考え、行動する」消費者を育成する消費者教育の効果的かつ効率的な展開を図る上で参考となるモデルケースや具体的取組手法、多様な主体の参画による取組事例等について調査を行った。

○ 消費者教育用教材の活用の推進（消費者庁）

消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを目的として、消費者に対し、必要とされる消費者教育を効率的・効果的に行うために、先進的教育手法や消費者教育効果の測定手法についての検討を行っている。

新学習指導要領の実施に併せて、消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを主眼に置いた消費者教育用教材を作成することとしている。

また、消費者教育の基盤整備として、関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイト（<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>）を、平成21年度に本格施行するとともに、その内容を拡充している。本ポータルサイトを継続して運用し、機能や教材を拡充

することにより、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めている。

○ 学校教育（文部科学省）

学校教育においては、消費者としての正しい態度や知識を身に付けるため、学習指導要領に基づき社会科、家庭科等を中心に児童生徒の発達段階に応じた指導が行われている。

平成20年3月に小学校・中学校、平成21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、今日の消費行動の複雑化、多様化等を踏まえ、児童生徒が消費者としての自覚をもち、主体的に判断し責任を持って行動できるようにする観点から、消費者教育に関する内容の充実を図った。

また、学校における消費者教育の充実のためには、学習指導要領の改訂により充実を図った消費者教育の内容の充実に加え、各学校において消費者教育推進の核となる教員の育成等が求められている。このため、文部科学省においては平成22年度から、消費者教育の企画・調整等を担う教員を養成するため、都道府県教育委員会との連携・協力の下、教員の指導力向上のための講座等を実施することとしている。

○ 社会教育（文部科学省）

社会教育においては、公民館等の社会の社会教育施設等において、消費者に関する学習機会が提供されている。文部科学省においては、習得した知識が具体的な行動に結びつくような消費者教育の内容及び方法について、地域の関係団体等と連携した実証的な調査研究を行い、その効果を広く普及させることにより、消費者教育のより一層の充実を図ることとしている。

カ 社会保障制度についての情報提供・意識啓発（厚生労働省）

医療・雇用・年金・介護等の社会保障は、国民が安心して生活をする上で必須な

制度となっているが、社会保障制度に対する理解不足が、生活への不安につながっている例も指摘されている。このため、まずは、社会人になる前の小学生、中学生又は高校生に対し、体系的に社会保障制度を学ぶ機会を作ることが、国民生活の安心・安定、制度の安定的な運営につながるものと考えられることから、従来から行っているホームページ上での情報提供、ポスターの配布、白書の作成等に加え、分かりやすいパンフレットの作成を検討することとしている。

キ 公的制度に関する情報提供・意識啓発

① 外交（外務省）

外交問題に関する青少年層の理解を深めるために、外務省ホームページにおいて、動画や画像等を含む理解しやすいコンテンツの制作に努力するとともに、外交をより身近に感じられるよう、外務省職員のエッセイ、インタビュー記事等「生の声」を掲載している。

また、国際社会における我が国の役割と責任がますます大きくなっている情勢の下、将来、我が国の様々な分野で活躍すると考えられる大学生が、国際情勢・外交問題に関する関心を持ち、理解を深めることを目的に、外務省職員等が全国各地の大学に赴き、講演を行っている。この「外交講座」を平成21年度は、61講座開催した。

さらに、若手外務省職員との直接的な意見交換・交流の機会を設けることにより、大学生が国際情勢や外交政策に対する理解を深め、国際社会に対する関心を高めることを目的に、外務省セミナー「学生と語る」を実施している。平成21年度は、東京及び京都で合わせて3回開催した。

なお、平成21年度は、「大学生国際問題討論会 フォーラム2009」を東京で開催し、核兵器と安全保障に関する論題に

ついて、質の高い議論が行われた。

② 防衛（防衛省）

自衛隊に対する青少年の理解を一層深めるため、ホームページを活用した情報提供、大学生を対象とした隊内生活体験等の広報活動を実施している。

(2) 子ども・若者の意見表明機会の確保（内閣府、各省庁）

平成14年から日本の社会や青少年を取り巻く様々な問題等についてインターネットを利用して青少年から意見要望等を聴取する「青少年電子モニター」制度を実施してきたが、同制度を見直し、平成21年度から、「ユース特命報告員」を募集し、内閣府から提示する課題等について、Eメールにより意見等を報告してもらう「青少年目安箱事業」を開始した。

なお、「子ども・若者ビジョン」の策定に当たっては、内閣府特命担当大臣と子ども・若者との対話集会の開催等を実施し、これらの取組も踏まえ、平成22年7月に子ども・若者育成支援推進本部において、「子ども・若者ビジョン」を決定した。

2 社会参加の促進

(1) ボランティア等社会参加活動の推進

ア ボランティア活動の支援・推進（文部科学省）

青少年教育施設においては、青少年が地域社会へ参画することを支援するため、ボランティアに関する事業を実施し、ボランティア活動を通じて社会性をはぐくむ機会を提供している。

イ 山地・河川での活動（国土交通省）

国土交通省では、都市域における土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境、景観等を創出するため、学校の裏山等の山麓斜面に一連の樹林帯（グリーンベルト）を形成することを推進しており、その形成に当たっては、子ども・若者を含めた地域住民が積極的に参加している。

ウ 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育においては、学習指導要領に基づき、総合的な学習の時間や特別活動等において、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動等社会参加活動を推進している。

(2) 国際交流活動

ア 高校生の交流（文部科学省）

文部科学省では、高校生留学の教育上の意義を考慮し、安全で有意義な留学ができるよう、関係機関への指導・助言に努めている。

また、高校生留学プログラムを行う団体により設立された「全国高校生留学・交流団体連絡協議会」（以下、「高留連」という。）が行う諸事業を支援し、高校生交流を推進している。具体的には、高留連が実施する情報提供事業の支援や、年間留学プログラムに参加する高校生に対し派遣経費の一部の支援を実施している。

そのほか、（財）エイ・エフ・エス日本協会及び（財）ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団が行う米国、アジア諸国等からの日本語専攻高校生の受入れ事業についても支援している。

さらに、ドイツ等の外国政府や、アジア諸国等との国際交流事業を行っている各種団体が主催する高校生派遣・招致事業の募集・選考等に協力している。

イ 海外高校生の招へい（外務省）

高校訪問・通学、ホームステイ、社会見学等を通じ、海外の若年層の親日派育成等を図るとともに、こうした教育分野における国際交流を通じた我が国の高校生の国際理解促進や国際的視野の醸成を図ることを目的として、様々な取組が行われている。

日・EU間では、平成18年の日・EU定期首脳協議にて「日・EU間の人的交流と対話を促進するための枠組み（FRamework Initiative for Exchange Networks and Dialogues: FRIEND）」を発表し、毎年

4,000人の若者の交流を目標としている。そのうち、我が国では毎年欧州から60人の高校生を受け入れることとし、「日欧高校生交流プログラム」を実施している（平成21年度 計60名、平成22年度 計62名）。

また、東アジア地域における青少年交流を通じた相互理解の促進を図ることにより、良好な対日感情の形成及び域内のアイデンティティー形成を促進し、将来の東アジア共同体構築に向けた土台を形成するため、平成19年度から東アジア首脳会議参加国を中心に、5年間毎年6,000人程度の青少年を招へいする「21世紀東アジア青少年大交流計画」(JENESYS)を実施し、すでに、1万5,000人以上の高校生を招へいしている。

ウ 高校講座（外務省）

国際化の進展に伴い、外交問題が国民により身近なものとなっていることから、次代を担う高校生が、異文化体験、国際情勢、外交官の職務等をテーマに外交に関する認識を高めることを目的に、外務省職員を講師として全国各地の高校へ派遣し、講演する機会を設けている。この「高校講座」を平成21年度は、125校で実施した。

エ 小中高生の外務省訪問（外務省）

外務省への訪問を希望する小・中・高校生を受け入れ、外務省の仕事の内容を紹介し、また、国際問題等についての質問に答え、参加者の外交や国際情勢に対する関心を高めてもらう一助にしている。

オ 青年海外協力隊派遣事業（外務省）

政府ベースの技術協力の一環として、昭和40年に発足した「青年海外協力隊派遣事業」は、開発途上国が要請する技術・技能を有する青年男女を募集、選考及び訓練の上、相手国と締結した「派遣取極」に基づき、開発途上国へ、原則として2年間派遣する事業である。派遣された協力隊員は、相手国の住民と生活を共にしつつ、草の根レベルの技術協力を行い、相手国の経済・

社会の発展に寄与している。

協力隊の派遣分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ及び計画・行政の8分野である。平成22年4月末現在、74か国に対し、2,510名（うち女性は、1,502名）を派遣中であり、累積の派遣人数は、3万4,488名（うち女性は、1万5,171名）である。

カ 国内外の青年リーダーを育成する国際交流事業（内閣府、文部科学省）

多様な文化とともに生きていく意識を向上させ、国際的な活動や地域における社会的な活動への貢献を促進するためには、次代を担う青少年が、諸外国の青年と生活をともにし、忌たんのない意見交換を行い、交流を深めることが極めて効果的である。

内閣府では、共通の課題の研究・討論、自国の文化紹介等の各種活動や産業・文化・教育施設の訪問、ホームステイ、ボランティア活動の体験等を通じて、グローバルな知識や発想及び高い国際交渉能力を身につけることにより、次代を担うにふさわしい青年を育成することや、各国から参加した将来の政官財を担う優秀な青年が我が国青年との信頼関係を基礎として我が国への理解及び友好親善を深めることを通じて、我が国外交の基盤形成に資することを目指し、青年国際交流事業を実施している。

これは、我が国のイニシアティブの下、各国政府の協力も得つつ、人材育成という観点から我が国として目に見えるかたちで国際社会に貢献しようとするものである。

この青年国際交流事業として、内閣府では、「国際青年育成交流」事業、「日本・中国青年親善交流」事業、「日本・韓国青年親善交流」事業、「世界青年の船」事業、「東南アジア青年の船」事業及び「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を毎年実施している。

「国際青年育成交流」事業は、日本青年を世界各国に派遣し、また、各国の青年を

我が国に招へいし、日本や各国で各種交流活動を行うもので、平成21年度は、合計48名の日本青年を4か国・地域に18日間派遣するとともに、合計46名の外国青年を4か国から18日間招へいした。

「日本・中国青年親善交流」事業は、日本青年を中国に派遣し、また、中国の青年を我が国に招へいし、日本や中国で各種交流活動を行うもので、平成21年度は、30名の日本青年を15日間派遣するとともに、29名の中国青年を15日間招へいした。

「日本・韓国青年親善交流」事業は、日本青年を韓国に派遣し、また、韓国の青年を我が国に招へいし、日本や韓国で各種交流活動を行うもので、平成21年度は、30名の日本青年を15日間派遣するとともに、30名の韓国青年を15日間招へいした。

「世界青年の船」事業は、日本と世界各国の青年が、船内で共同生活をしながら、船で各国を訪問し、船内・訪問国で各種交流活動を行うもので、平成21年度は、130名の日本青年と12か国の合計138名の外国青年とが43日間の航海を行い、日本以外に2か国に寄港した。

「東南アジア青年の船」事業は、日本とASEAN（東南アジア諸国連合）各国の青年が、船内で共同生活をしながら、船でASEAN各国を訪問し、船内・訪問国で各種交流活動を行うもので、平成21年度は、40名の日本青年とASEAN10か国の合計284名の外国青年とが43日間の航海を行い、日本以外に5か国に寄港した。

「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」は、日本で、青少年関連、高齢者関連、障害者関連の各分野で社会活動に携わっている青年を各国に派遣し、また、各国で実際に3分野の社会活動を運営しているリーダーを我が国に招へいし、両者の交流により、国際的なネットワークを持った、社会活動の中核を担う青年リーダーを育成するもので、平成21年度は、合計26名

の日本青年を、社会活動の盛んな先進国3か国に10日間派遣するとともに、合計38名の外国青年を、同じ3か国から15日間招へいした。

内閣府の青年国際交流事業の参加者は、これまでに日本青年約1万5,000名、外国青年は約1万8,000名を数える。事業に参加した青年（既参加青年）たちは、事業を通じて得た知識や経験、ネットワークを活かし、各国・各地域で、国際交流や青少年育成等の社会貢献活動を始め、多くの事後活動を活発に展開している。また、既参加青年たちは、各国で自主的に事後活動組織を立ち上げ、現在、日本を含む世界約50か国で事後活動組織が設立されている。

日本における事後活動組織「日本青年国際交流機構」が取り組んでいる活動の例としては、各国への訪問研修、独自の青年相互交流プログラム、被災国の子どもたちに絵本を贈る取組等、ネットワークを活かした国際的な活動から、外国文化の紹介イベントや在住外国人との交流会といった地域密着型の活動まで多岐に渡る。

これらの事後活動は、既参加青年たちが自主的に行っているものであるが、内閣府としても、各国事後活動組織の代表者を日本に招へいし、代表者間で事後活動について意見・情報交換を行う会議を開催したり、既参加青年向けに各国・各地域の事後活動を紹介するニュースレターを発行するなど、既参加青年を核とする国際的な人的ネットワークの充実強化を側面支援し、事後活動の一層の活性化を推進してきているところである。

文部科学省では、我が国の青少年の海外派遣・海外の青少年の日本招へいを行い、両国の共同体験活動、各国の伝統・文化の体験活動等の交流事業を行う「青少年交流推進事業」を青少年団体に委託して実施している。